

レポート NO. 26-9-2

一経営にお役に立つ各種情報を“ウィークリー”で配信しています—

経営情報サービス

今週のテーマ 「接待飲食費を中心とした交際費等」

【要 旨】

税法上の交際費等については、社会通念上の概念より幅広く、交際費、接待費、機密費などで、法人がその得意先や仕入先などに対して接待、供応、贈答などのために支出する費用であり、また、交際費等から除かれる費用として、専ら従業員の慰安のために行われる運動会、旅行等のために通常要する費用、1人当たり5,000円以下の飲食費、カレンダー、手帳等を贈与するために通常要する費用及び会議に関連して茶菓、弁当などの飲食物を供与するために通常要する費用などがあります。

交際費等に含まれる費用は、会社の何周年記念等における宴会費、記念品代などの費用、得意先、仕入先等事業に関係のある者を旅行、観劇等に招待する費用などであり、交際費等に含まれない費用は、社会事業団体、政治団体に対する拠金、得意先等に対する見本品等の供与に通常要する費用、機密費、交際費等の名義で、従業員等に支給した金額でその費途が不明のものや法人の業務に関係のないものなどです。

交際費等の損金不算入制度においては、平成26年度税制改正により交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金の額に算入されることとなり、中小法人は、接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました。

接待飲食費に関するQ & Aにおいては、改正の概要、飲食費の範囲、飲食費に該当しない費用、社内飲食費に該当しない費用、出向者に関する社内飲食費、帳簿書類への記載事項及び申告に誤りがあった場合などの取扱いを紹介しています。

<目次>

- I 交際費等の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 交際費等に含まれる費用と含まれない費用の例示・・・・・・ 2
- III 交際費等の損金不算入制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- IV 接待飲食費に関するQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

りそな総合研究所 会員・研修事業部相談室
顧問相談員 税理士 山形富夫
TEL03-5653-3950 FAX03-3699-6592

はじめに

法人が支出する交際費については、販売促進等事業のために支出し、その用途が明らかである限り、企業会計上その全額が費用となるべきものですが、毎年巨額にのぼっており、その冗費性が社会的に問題となっていることから、その支出を抑制して冗費の節約を図るという政策上の目的から、租税特別措置法において交際費等の損金不算入を規定しています。

平成 26 年度の税制改正において、消費の拡大を通じた経済活性化を図るため、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法 61 の 4）が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

本稿では、交際費等の範囲、交際費等に含まれる費用と含まれない費用の例示、交際費等の損金不算入制度及び接待飲食費に関する Q & A について、説明いたします。

I 交際費等の範囲

税法上の交際費等の範囲は、社会通念上の概念より幅広く、交際費、接待費、機密費、その他の費用で、法人がその得意先や仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものです（措法 61 の 4④）。

1 交際費等の支出の意義等

この取扱いを区分して説明しますと、次のとおりです。

- ① 交際費その他の費用とは、法人が交際費等の科目で経理したかどうかを問いません。
- ② 接待、贈答等の行為とは、もてなし、やりとり等の性質を持つ全ての行為をいいます。
- ③ 事業に関係のある者等とは、直接その事業に関係ある者だけでなく、間接にその法人と関係のある者やその法人の役員、使用人、株主等も含まれます。
- ④ 支出するとは、支出に事実があったことにより、接待するなどの行為があったことをいいます。したがって、仮払又は未払等の経理をしていなくともその行為があった事業年度の交際費等に含まれます。

2 交際費等から除かれる費用

次のような費用は交際費等から除かれます。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用（措法 61 の 4④一）
- ② 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若

しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは除きます。)であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が 5,000 円以下となる費用(措法 61 の 4④二、措令 37 の 5①)

ただし、飲食等のために要する費用については、次の書類を保存している場合に限り、適用されます(措法 61 の 4④、措規 21 の 18 の 4)。

- (i) 飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。)のあった年月日
- (ii) 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- (iii) 飲食費に係る飲食等に参加した者の人数
- (iv) 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称(店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称)及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- (v) その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項
- ③ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用(措令 37 の 5②一)
- ④ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用(措令 37 の 5②二)
- ⑤ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用(措令 37 の 5②三)

Ⅱ 交際費等に含まれる費用と含まれない費用の例示

1 交際費等に含まれる費用

- ① 会社の何周年記念、社屋新築記念等における宴会費、交通費及び記念品代等の費用
- ② 下請工場、特約店、代理店等となるため、又はするための運動費等の費用
- ③ 得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際して支出する費用
- ④ 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等を旅行、観劇等に招待する費用
- ⑤ 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する費用
- ⑥ 得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応に要した費用で、次の 2 に該当しない全ての費用

2 交際費等に含まれない費用

- ① 社会事業団体、政治団体に対する拠金(寄附金)

- ② 神社の祭礼等の寄贈金（寄附金）
- ③ 得意先に対し、売上高に比例させるなど一定の基準により交付する金銭や事業用資産、又は少額物品（おおむね 3,000 円以下）（売上割戻し）
- ④ あらかじめ行った広告宣伝に基づき一定の商品を購入した一般消費者を旅行に招待したり景品を交付するための費用（広告宣伝費）
- ⑤ 一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用（広告宣伝費）
- ⑥ 得意先等に対する見本品等の供与に通常要する費用（広告宣伝費）
- ⑦ 創立記念日等に際し、従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用（福利厚生費）
- ⑧ 従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用（福利厚生費）
- ⑨ 機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことが明らかでないもの（給与等）

Ⅲ 交際費等の損金不算入制度

1 交際費等の損金不算入制度の改正後の内容

交際費等の額のうち、接待飲食費（注）の額の 50% に相当する金額は損金の額に算入されます。

図解すると次のようになります。

			A	B
支 出 交 際 費 の 額	飲 食 費	① 1人当たり 5,000 円以下 の飲食費	⇒ 損金算入	損金算入
		③ ①②以外の 飲食費（接待 飲食費）	50% ⇒ ↑ 改正後 損金算入 ↓	↑ 800 万円 まで全額 損金算入 ↓
		② 社内飲食費	損金不算入	
	その他の交際費（贈 答費用など）			損金不算入

＊ 中小法人以外の法人については、Aが適用されます。

また、中小法人については、AとBの有利な方を選択することができます。

(注) 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するもの（以下「社内飲食費」といいます。）は除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法 61 の 4④、措規 21 の 18 の 4、法規 59・62・67）

- ① 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
- ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な書類

なお、1人当たり 5,000 円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法 61 の 4④二・⑥、措令 37 の 5①、措規 21 の 18 の 4）。

2 中小法人の選択適用

中小法人(注 1)は、上記 1 の接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と、定額控除限度額(注 2)までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされています（措法 61 の 4①②）。

(注 1) 中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法 61 の 4②、措令 37 の 4、法法 66⑥二・三）。

(注 2) 定額控除限度額とは、800 万円にその事業年度の月数（1 月に満たない端数があるときは、これを 1 月とします。）を乗じてこれを 12 で除して計算した金額をいいます（措法 61 の 4②③）。

なお、定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

また、定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書

又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表 15(交際費等の損金算入に関する明細書)の添付がある場合に限り適用することができます(措法 61 の 4⑤)。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長

交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました(措法 61 の 4①)。

IV 接待飲食費に関する Q & A

1 改正の概要

Q 平成 26 年度税制改正により、法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%相当額は損金の額に算入することとなったと聞きましたが、改正の内容を教えてください。

A 改正前における交際費等の損金不算入制度は、次のとおりとされていました。

- ① 中小法人以外の法人・・・支出する交際費等の全額が損金不算入
- ② 中小法人・・・支出する交際費等の額のうち年 800 万円（以下「定額控除限度額」といいます。）を超える部分の金額が損金不算入

平成 26 年度税制改正では、この交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長するとともに、交際費等のうち飲食その他これに類する費用（社内飲食費を除きます。）であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定に事項が記載されているもの、いわゆる接待飲食費の額の 50%に相当する金額は損金の額に算入することとされました(措法 61 の 4①④、措規 21 の 18 の 4)。

なお、中小法人については、接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と、従前どおりの定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することができ、定額控除限度額までの損金算入を適用する場合には、確定申告書、中間申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）に定額控除限度額の計算を記載した別表 15(交際費等の損金算入に関する明細書)を添付することとされています(措法 61 の 4②⑤)。

これらの改正は、法人の平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます(改正法附則 77)。

2 飲食費—飲食費の範囲

Q 飲食費に該当する費用について、教えてください。

A 飲食費について法令上は、「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）」と規定されています(措法 61 の 4④)。

このため、次のような費用については、社内飲食費に該当するものを除き、飲食費に該当します。

- ① 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための「飲食代」

- ② 飲食のために支払うテーブルチャージ料やサービス料等
- ③ 飲食等のために支払う会場費
- ④ 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための弁当代（得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されるようなもの）
- ⑤ 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」

なお、接待飲食費は、「交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されているもの」とされており、ここでいう「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）」は、改正前の飲食費の定義である「飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）」と同一の用語であることから、その範囲は変わりません。

3 飲食費－飲食費に該当しない費用

Q 飲食費に該当しない費用について、教えてください。

A 次に掲げる費用は、飲食費に該当しません。

- ① ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用

ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用については、通常、ゴルフや観劇、旅行等の催事を実施することを主たる目的とした行為の一環として飲食等が実施されるものであり、その飲食等は主たる目的である催事と一体不可分なものとしてそれらの催事に吸収される行為と考えられますので、飲食等が催事とは別に単独で行われていると認められる場合（例えば、企画した旅行の行程の全てが終了して解散した後に、一部の取引先の者を誘って飲食等を行った場合など）を除き、飲食費に該当しないことになります。

- ② 接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する費用

接待等を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する費用については、本来、接待・供応に当たる飲食等を目的とした送迎という行為のために要する費用として支出したものであることから、その送迎費は飲食費に該当しないことになります。

- ③ 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用については、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから、飲食費に該当しないことになります。

4 社内飲食費－社内飲食費に該当しない費用

Q 社内飲食費に該当しない費用について、教えてください。

A 社内飲食費の支出の対象者について、法令では「専ら当該法人の役員若し

くは従業員又はこれらの親族に対する」と規定されています（措法 61 の 4 ④）ので、自社（当該法人）の役員、従業員（これらの者の親族を含みます。）に該当しない者に対する接待等のために支出する飲食費等であれば、社内飲食費に該当しません。

したがって、例えば、次のような費用は、社内飲食費に該当しないことになります。

- ① 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費
- ② 同業者同士の懇親会に出席した場合や得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相当額

5 社内飲食費－出向者

Q 自社から親会社へ出向している役員等に対する接待等のために支出する飲食費は、社内飲食費に該当するかどうか教えてください。

A 出向者については、一般に、出向先法人及び出向元法人の双方において雇用関係が存在しますので、その者が出向先法人の役員等の立場で飲食等の場に出席したか、出向元法人の役員等の立場で飲食等の場に出席したかにより判断することになります。

具体的には、例えば、出向者が出向先である親会社の役員等を接待する会合に親会社の役員等の立場で出席しているような場合に支払う飲食代は、社内飲食費には該当しないことになります。

他方、出向者が自社の懇親会の席に、あくまで自社の役員等の立場で出席しているような場合に支払う飲食代は、社内飲食費に該当することになります。

6 帳簿書類への記載事項(1)

Q 接待飲食費については、所定の事項を帳簿書類に記載することとされていますが、具体的にはどのような事項を記載するのか教えてください。

A 接待飲食費については、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（社内飲食費を除きます。）で、かつ、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類（総勘定元帳や飲食店等から受け取った領収書、請求書等が該当します。）に、飲食費であることを明らかにするために、次の事項を記載する必要があります（措法 61 の 4④、措規 21 の 18 の 4、法規 59、62、67）。

- ① 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
- ② 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

なお、申告の際は、交際費等の額から接待飲食費の額の 50%相当額を差し引いた金額を損金不算入額として申告することになりますので、申告書等に別表 15（交際費等の損金算入に関する明細書）を添付し、別表 15 の所定の欄に接待飲食費の額を記載します。

7 帳簿書類への記載事項（2）

Q Q 6 の帳簿への記載事項について、注意すべき点がありましたら教えてください。

A 帳簿書類への記載事項として「飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係」があります。
これは、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を「〇〇会社・□□部・△△◇◇（氏名）、卸売先」というようにして相手方の氏名や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「〇〇会社・□□部・△△◇◇（氏名）部長他 10 名、卸売先」という記載であっても差し支えありません（氏名の一部又は全部が相当の理由があることにより明らかでないときには、記載を省略して差し支えありません。）。

8 中小法人の選択適用

Q 中小法人については、接待交際費の額の 50%相当額の損金算入と交際費等の額のうち年 800 万円（定額控除限度額）までの損金算入を選択適用できると聞きましたが、具体的にどのような手続きをすればよいか教えてください。

A お尋ねのように、中小法人については、接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と、定額控除限度額までの損金算入のいずれかを、事業年度ごとに選択できることとされています（措法 61 の 4①②）。

具体的には、申告書等に添付する別表 15（交際費等の損金算入に関する明細書）において、いずれかの方法により損金算入額を計算し、申告等の手続きを行うことになります（措法 61 の 4⑤）。

9 申告に誤りがあった場合

Q 接待飲食費に該当する費用の一部について、確定申告書に添付した別表 15 の接待飲食費の額に含めず、接待飲食費以外の交際費として申告してしまいましたが、当該接待飲食費の 50%相当額の損金算入を内容とする更正の請求をすることができるかどうか教えてください。

A 法人が、接待飲食費とすべき金額の一部又は全部につき 50%相当額の損金算入をしていなかった場合には、更正の請求の要件である「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」に該当しますので、これを損金算入することを

内容とする更正の請求書を提出することができます（措法 61 の 4①、通法 23①一）。

10 接待飲食費に係る控除対象外消費税の取扱い

Q 接待飲食費に係る控除対象外消費税に相当する金額は、接待飲食費に該当することとしてその 50%相当額を損金算入できるかどうか教えてください。

A 税抜経理方式を適用している場合における交際費等に係る控除対象外消費税の額のうち飲食費に係る金額は、租税特別措置法第 61 条の 4 第 4 項に規定する飲食費の額に含まれることとなります（平元.3.1 個別通達 12 注(3)）。

また、その金額について接待飲食費として 50%損金算入の適用を受けるためには、法人の帳簿書類に租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4 に掲げる事項を記載する必要がありますが、例えば、法人が合理的な方法により飲食費に係る控除対象外消費税を算出した場合のその計算書類は、同条第 5 号の「その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項」を記載した書類に該当します。

おわりに

本稿が、接待飲食費を中心とした交際費等の取扱いにおいて、適正な申告処理のためにお役に立つことを願っております。

なお、交際費等の特例手続の具体的な取扱いに当たっては、本稿を参考にしていただくとともに、国税局税務相談室及び税務署にお尋ねになることをお勧めします。

< 参考資料 >

「税大講本法人税法」（税務大学校ホームページ）

「平成 26 年度交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし」（平成 26 年 4 月国税庁）

「接待飲食費に関する F A Q （平成 26 年 4 月）」（国税庁ホームページ）

○本稿は情報提供が目的であり、商品取引を勧誘するものではありません。
○本稿は当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
○本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。